

スポーツ振興投票委託金融
機関の決定について

平成11年8月10日

日本体育・学校健康センター

目 次

1	委託金融機関の決定経過	1
2	委託金融機関の提案の概要	4

参考資料

1	スポーツ振興投票委託金融機関選定基準委員会の 審議日程及び委員名簿 [基準委員会]	8
2	スポーツ振興投票委託金融機関選定基準 [選定基準]	10
3	スポーツ振興投票委託金融機関選定委員会の 審議日程及び委員名簿 [選定委員会]	19
4	スポーツ振興投票事業 今後のスケジュール (案)	21

1. 委託金融機関の決定経過

(1) 基準委員会の設置と選定基準の作成

スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 18 条第 1 項の業務を委託する金融機関の選定に当たっては、公開提案競技方式によることとした。そのため、日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）は、全員が外部の専門家からなるスポーツ振興投票委託金融機関選定基準委員会（以下「基準委員会」という。）を設置し、文部省保健体育審議会の「審議のまとめ」等を受けて、スポーツ振興投票委託金融機関選定基準（以下「選定基準」という。）の作成のための審議を行った。（基準委員会委員名簿...9p）

基準委員会は、平成 10 年 11 月 20 日に第 1 回委員会を開催し、平成 11 年 1 月 7 日まで 4 回の委員会を開催した。その後、文書等による文言の調整を行い、最終的に、同 2 月 12 日に選定基準（案）を作成した。（基準委員会審議日程...8p，選定基準...10p）

この選定基準（案）は、保健体育審議会（平成 11 年 3 月 5 日スポーツ振興投票特別委員会，同 3 月 17 日総会）で了承された。

(2) 公開提案競技の実施

センターでは、保健体育審議会が選定基準が了承されたことを受けて、スポーツ振興投票委託金融機関選定のための公開提案競技を実施した。

公開提案競技は、平成 11 年 3 月 25 日に各金融機関に実施する旨を通知し、同 4 月 15 日に説明会を開催、同 6 月 24 日を提案書提出の締切期限とした。

その結果、「大和銀行」及び「信託銀行を代表とする 3 金融機関のグループ」の 2 金融機関から応募があった。

(3) 選定委員会の設置と委託金融機関の決定

センターでは、委託金融機関の選定を行うため、公正性、透明性を確保すべきとの国会での審議を踏まえ、基準委員会とは別のメンバーによる、全員が外部の専門家からなるスポーツ振興投票委託金融機関選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。（選定委員会委員名簿...20p）

選定委員会では、平成 11 年 6 月 21 日に第 1 回委員会を開催し、同 8 月 6 日までの間、応募金融機関からのヒアリングを含めて 5 回にわたり委員会を開催して、慎重か

つ厳正に審議を行った。また、情報処理システムに関する専門的見地からの審議を行うため、選定委員の中から委員長が指名した専門家3名からなる情報小委員会を別に設置し、2回の審議を行い、その結果は選定委員会に報告された。(選定委員会審議日程...19p)

委員会では、応募金融機関から提出された提案書・同補足文書、文書質問に対する回答、ヒアリング時における説明・回答等を踏まえて、さきに、基準委員会が定めた選定基準のうち、「委託金融機関を選定する評価項目」(以下「評価項目」という。)ごとに審議を行い、最終的に、総合的見地から、株式会社大和銀行を委託金融機関として選定した。

センターでは、委員会の選定を踏まえ、臨時役員会を開催するなど所要の手続きを行った上で、平成11年8月9日に委員会の選定どおり株式会社大和銀行を委託金融機関として決定した。

(4)選定委員会における審議状況

選定基準の「 .金融機関として要求される基準」関係

- ・ 両金融機関とも、スポーツ振興投票業務の委託金融機関としての条件は、満たしていると判断した。
- ・ いずれかの金融機関に明らかな優位性を認めるには至らなかった。

選定基準の「 .スポーツ振興投票販売システムについて要求される基準」関係

イ .「発売計画」関係

- ・ 販売促進方策と経費節減方策、発売場所、払戻場所、払戻方法等については、両提案とも特段の問題はなく、それぞれ工夫した提案がなされていると判断した。
- ・ 準備段階のスケジュールについては、テスト販売の時期の関係で、大和銀行の提案の方が適切であると評価した。

ロ .「19歳未満の者への販売禁止措置」関係

- ・ 19歳未満の者への販売禁止措置については、両提案とも特に重大な支障となる点はないと判断した。
- ・ IDカードシステムを採用するなどの大和銀行の取り組みの姿勢を評価した。

ハ．「情報処理システムの構想等」関係

- ・ 情報処理システムの構想等については、両提案とも本業務を遂行する上で特に重大な支障となる点はないと判断した。
- ・ 情報処理システムの柔軟性、技術の方向性及びテスト販売の時期から、大和銀行の提案の方が適切であると評価した。

ニ．「申込券・投票券」「広報宣伝」関係

- ・ 環境対策その他の工夫を含め、両提案とも特段の問題はなく、また、大きな差異はないと判断した。

ホ．「販売システムの信頼性」関係

- ・ 販売システムの整合性、安定性、継続性の確保を図る観点から、専門的業務を再委託される企業グループの J リーグ関係の実績を踏まえた大和銀行の提案の方が適切であると評価した。

選定基準の「 .委託料について要求される基準」関係

両提案とも積算根拠も妥当であり、特段の問題はなく、また、実質的に運営費の制限規定の上限額の範囲内の額を提示するものであり、大きな差異はないと判断した。

以上の各評価項目を通じた総合的評価

両金融機関の提案について、スポーツ振興投票制度の安定的かつ継続的運営を図る観点から、総合的に評価した。

その結果、選定基準の「 .金融機関として要求される基準」については、いずれかの金融機関に明らかな優位性は認められず、また、「 .委託料について要求される基準」についても、大きな差異はないと判断した。

しかし、「 .スポーツ振興投票販売システムについて要求される基準」に関しては、大和銀行の提案の方に評価すべき点が多く、大和銀行を委託金融機関として選定した。

2. 委託金融機関の提案の概要

委託金融機関の提案の概要は以下のとおりである。ただし(2)～(5)の具体化については、今後、センターと委託金融機関の間で協議の上、決定されるものである。

(1)株式会社 大和銀行

規模等

大正7年創立，職員7,546名，資本金4,652億円，国内店舗数195店舗
(平成10年度末)

財務内容

自己資本比率(BIS(国際統一基準)) 12.73% (平成10年度末)

その他

- ・行内に，独立したスポーツ振興投票業務の担当部門を設置予定
- ・スポーツ振興の実績
 - Jリーグのセレッソ大阪への出資等の支援
 - 体操部，女子ハンドボール部等の活動を通じスポーツを支援
 - '98大阪シティハーフマラソン特別協賛等の各種スポーツ大会への支援

(2)発売計画

発売開始

平成13年3月(Jリーグ2001年1stステージ)を目標
(これに先立ち，平成12年秋にテスト販売を実施予定)

発売場所

全国で1万5千店程度を想定
(販売店の立地条件等を考慮し，「旗艦店」，「標準店」，「支援店」の3タイプに編成)

<販売店ネットワーク候補>

チケットショップチェーン，DPE店チェーン，ガソリンスタンドチェーン，
コーヒーショップチェーン，私鉄駅関係，レンタルビデオ店チェーン，信用金
庫の一部，カー用品店チェーン，携帯電話販売店チェーン，家電店チェーン，
たばこ小売店，スポーツ用品店，酒販店
のうちから，人口規模，市町村別カバー率等を勘案して設定

払戻場所

全国の信用金庫の店舗

ただし、3等については事前登録に基づく本人口座への自動振込を併用

その他

以下の専門的業務については、それぞれ専門企業に再委託する。

- ・専用発券端末機の開発製造及び保守..... (株)東芝
- ・センターシステムとネットワークのインフラ構築.....日本アイ・ビー・エム(株)
- ・マーケティング・コミュニケーション構築及びコーディネーション..... (株)博報堂
- ・販売チャネル整備及び愛好者の組織化等.....ぴあ(株)
- ・デビットカード等の電子決済システムの設計・開発・運用及びMMSによる販売システム構築.....(株)日本交通公社
- ・投票券・申込券の開発・印刷，消耗品の環境対策，物流管理及びIDカードシステムの管理等 大日本印刷(株)
- ・カスタマーサポートセンターの運営等..... (株)ベルシステム 24
- ・企画・運営等.....大和銀行と上記再委託企業の出資で運営会社を設立

(3)19才未満の者への販売禁止措置

販売時点の対応

- ・購入初回に、全員に、身分証明書等で確認した上で、生年月日記載のIDカードを発行。この情報をコンピュータシステムで集中管理し、次回以降の年齢確認を容易にする。
- ・カード提示者でも19歳未満と思われる場合は、更に身分証明書等で確認。
- ・申込券に、19歳以上であることの本人申告欄を設ける。

(注) IDカードシステムの導入に当たって、明らかに19歳以上である者への対応、カードの不正利用への対応等の具体的問題については、今後、センターと委託金融機関で協議していくこととしている。

払戻し時点での対応

- ・全国の信用金庫の店舗で、対面で、身分証明書等で19歳以上であることを確認の上、払い戻す。
- ・3等については、あらかじめ身分証明書等で19歳以上であることを確認の上で登録した本人口座への自動振込を併用する。

その他の対応

- ・販売員に対する研修を実施し、研修を受けた者が販売を行う。
- ・シャドーバイヤー（覆面購入者）により、販売店の対応をチェックする。
- ・各エリアにスーパーバイザー（各販売店本部の監督者）を設置し、販売店の巡回指導及び必要に応じて現地での研修を実施する。
- ・違反販売店に対しては、その程度に応じて、スーパーバイザーによる研修から、重度の場合は、一定期間の販売停止や販売ライセンスの剥奪までもあり得る対応を行う。

(4)情報処理システム

発券端末機

「専用発券端末機」及び「MMS」

（注）MMS（マルチメディアステーション）は、立地等を考慮して設定する主要販売店（約5,000店を想定）に専用端末機とともに設置する。

MMSは、タッチパネル方式での容易な投票選択入力ができるといった特徴がある。
なお、この場合も投票券の発行は対面で行う。

運営センターシステム

UNIX系サーバーシステムを採用

（注）情報処理システムに関する事項は、セキュリティ確保のため、公開しない。

(5)その他

申込券・投票券

- ・申込券については、複数種のマークシートを用意し、販売店等に設置・配布する。
- ・投票券については、各種の偽造防止策を実施する。

環境対策

- ・申込券は、極力回収してリサイクルし再使用する。
- ・申込券は、無塩素漂白工程でパルプを製造し、焼却する場合でもダイオキシン発生を抑制する。

広報・宣伝

スポーツ振興投票制度の意義が理解され、幅広い層が明るく健全に楽しめる環境を作ることを基本方針とする。

委託料

文部省令で定める運営費の上限額の範囲内の額

日本体育・学校健康センター
スポーツ振興投票委託金融機関選定基準委員会 審議日程

第 1 回：平成10年11月20日（金）10:00～12:30
制度概要説明・質疑

第 2 回：平成10年11月30日（月）10:00～12:30
公開提案競技方式について

第 3 回：平成10年12月21日（月）13:30～15:30
「委託金融機関を選定する評価項目」の検討

第 4 回：平成11年 1月 7日（木）13:30～15:10
総括審議

その後、文書等による文言調整を行い、平成11年2月12日（金）に
「選定基準（案）」を作成

日本体育・学校健康センター
スポーツ振興投票委託金融機関選定基準委員会委員名簿

(五十音順)

オオスミ ヨシユキ
大住良之 サッカージャーナリスト
日本サッカーライターズ協議会事務局長

◎ オオヤ タカシ
大屋隆司 中央監査法人代表社員
公認会計士

サカガミ マコト
坂上 誠 中央クーパース・アンド・ライブランドコンサルティング
株式会社取締役・公認会計士

スガノ ユウジ
菅野祐治 弁護士・菅野法律事務所

タカハシ ヨシオ
高橋義雄 名古屋大学総合保健体育科学センター助手

○ ナガイ ヨリクニ
永井順国 女子美術大学教授
前読売新聞論説委員

ナンブ タケン
南部 毅 社団法人日本一輪車協会理事

ハマダ ミチヨ
濱田道代 名古屋大学法学部教授

マツザワ テルオ
松澤照男 北陸先端科学技術大学院大学教授

◎印 委員長、○印 委員長代理

スポーツ振興投票委託金融機関選定基準

1. 趣旨

スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号。以下「投票法」という。)第18条第1項に規定する投票券の販売等の業務の安定性及び継続性を図り、かつ、委託金融機関の選定について公正性及び透明性を確保するため、この選定基準を定めるものである。

2. 委託業務の内容

日本体育・学校健康センター(以下「センター」という。)が委託する業務の内容は、投票法第18条第1項に掲げる業務とする。

スポーツ振興投票券の売りさばき業務

合致投票券並びに投票法第17条第1項及び第2項により発売されなかったとみなされたスポーツ振興投票券の受領の業務

合致投票券と引換えに払戻金を支払い、及び投票法第17条第3項に規定する返還金を支払う業務

上記～の業務に附帯する業務(情報処理システムの保守・管理、消耗品等供給、広報宣伝(センターが行うものを除く。)等の業務)

3. 参加資格

投票法第18条第1項及び同法施行令(平成10年政令第363号)第3条に規定する金融機関であること。

4. スポーツ振興投票業務の概要

(1) スポーツ振興投票制度の目的

スポーツ振興投票は、スポーツ環境全体の整備充実を進めるため、新たな財源を確保することを目的とするものであり、夢と知的ゲームと小口の寄附の要素を合わせ持つものである。誰もが身近にスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現とトップレベルの選手の国際的競

技力向上のための諸施策を支援することを目指している。

(2) スポーツ振興投票業務の基本要領

スポーツ振興投票業務の骨格は、おおむね次のとおりである。

1) 投票の対象となる試合の指定等

開始時期

平成12年度を目途とする。

対象試合

対象試合開催機構(社団法人日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)を予定)の行う公式試合(リーグ戦及びカップ戦)とする。

実施回数

年間のスポーツ振興投票実施回数の上限は50回とする。

指定試合

ア. 試合の指定はセンターが行う。

イ. 指定試合は、13試合3通り(例えば、勝ち・負け・その他)を基本として実施する。「3通り」の内容については、センターが決定する。

ウ. 「13試合3通り」以外の「その他の組み合わせ(ただし、100万通り以上の選択肢となるもの)」については、センターが決定する。

2) 投票券の発売

投票の方法

ア. マークシート方式とし、これに準じた方式も可能とする。

イ. 1口100円、1枚で100口まで購入可能とする。ただし、1枚で同一の組み合わせを購入できるのは1口とする。

投票券の発売期間

ア. 始期: 指定試合前10日程度を基本にセンターが決定する。

イ. 終期: 指定試合の前日までとする。

発売の場所等

ア. 発売の場所は、便利で、日常生活・地域社会で親しまれている場所で、全国的に相当数となる、などを考慮することとする。

イ. 国民に制度を周知するなど適切な広報を行う、販売マニュアルを作成する、販売店や販売員に対して講習を行うなどにより、19歳未満の者に対する販売禁止を徹底

する。

ウ．19歳未満の者の購入禁止を確実にするために、発売の際に、必要に応じて、年齢を確認できるものの提示を求めることとする。

エ．特に、青少年が多数出入りするような発売場所及び19歳未満の者が販売に多く関わる発売場所については、夜遅くには販売しないよう販売時間帯を定める、販売員となるための要件を定める、19歳未満の者の購入禁止の確実性を高めるなど、他の発売場所よりも厳重な担保措置を講ずることとする。

オ．当せん金の払戻しに当たっても、19歳未満の者の購入禁止の趣旨を踏まえた措置を講ずるものとする。

カ．いわゆるコンビニエンスストアは、当面、発売場所の対象としない。

3) 合致投票券等の払戻し

払戻金の割合

原則として、売上金額の50%とする。ただし、初期投資との関係から、平成17年3月31日までは47%とする。

当せんの種類

指定試合のうち、1等はすべて合致、2等は1試合はずれ、3等(13試合3通りの場合を想定)は2試合はずれとする。

当せんの種類ごとの配分割合

1等の配分割合を大きくする。具体の配分割合については、センターが決定する。

払戻金の最高限度額

1等は1口につき1億円、2等・3等は直近上位等級を超えない金額とする。

合致投票券の払戻し

ア．対象試合の試合結果の通知のあった日の翌日以降の日から開始する。

イ．払戻しの時効は、1年とする。

ウ．払戻しは、金融機関で行うものとする。ただし、3等については、全部又は一部の販売店でも払戻すことができるなど、当せん者の利便性に配慮する。

エ．試合不成立時の返還金については、販売店及び金融機関で払戻す。

加算金

当せん者がいない場合の配分金額及び払戻金の最高限度額を超える場合の超える金額は、各等ごとに次回払戻金に繰り越して加算する。

4) 運営費の制限

運営費は、原則として発売金額の15%以下とする。ただし、初期投資との関係から、

センター法施行規則第15条の2の規定により、特例措置を講ずる。なお、運営費には、センターがスポーツ振興投票業務の運営に要する経費と、投票法第18条に基づき金融機関に委託する業務に要する経費が含まれるものである。

5) 資金の管理

納付金

受託金融機関は、発売金額から払戻金相当額を控除した額を試合結果の通知があった日から30日を超えない範囲でセンターが指定する日までに、センターに納入する。

払戻しをしなかった当せん金等のセンターへの納付

時効(1年)が成立した日から2か月を超えない範囲でセンターが指定する日までに、払戻しをしなかった当せん金に、払戻金について1円未満の端数を切り捨てることによって生じた金額を加えた金額をセンターに納付する。

区分経理

金融機関は、受託業務に関する資金については、通常業務の勘定とは区分して勘定を設定する。なお、同勘定の資金は、投票法施行規則第10条による管理を除き、投資その他の通常業務に使用してはならない。

資金の管理と運用利益金の納付

区分経理した勘定の資金は、払戻金及び返還金の支払並びにセンターへの納付に支障のないよう留意しつつ、銀行預金その他の金融機関への預金その他確実かつ有利な方法で管理する。また、毎月の運用利益金は、翌月の10日までにセンターに納付する。

スポーツ振興投票業務については、次の法令に定めるところを参照されたい。

- ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10.5.20法律第63号)
- ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行令(平成10.11.9政令第363号)
- ・スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則(平成10.11.19文部省令第39号)
- ・日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律(平成10.5.20法律第64号)
- ・日本体育・学校健康センター法施行令の一部を改正する政令(平成10.11.9政令第364号)
- ・日本体育・学校健康センター法施行規則の一部を改正する省令(平成10.11.19文部省令第40号)
- ・日本体育・学校健康センターの財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(平成10.11.19文部省令第41号)
- ・スポーツ振興投票に係る業務の委託を受けた金融機関の業務の運営に関する命令(平成10.11.19総理府・大蔵省・文部省令第1号)(平成10.12.15総理府・大蔵省・文部省令第2号による改正を含む)

また、スポーツ振興投票の実施等に関する法律についての国会審議及び「スポーツ振興投票制度について(審議のまとめ)」(平成10年10月15日保健体育審議会総会了承)を参考とされたい。

5 委託金融機関を選定する評価項目

提案書については、下記の評価項目ごとに、評価の着眼点により、スポーツ振興投票業務の内容の理解度並びに委託業務実施方針の独創性、実現性等及び委託業務実施手法的確性、妥当性等を総合的に評価する。

評価項目	評価の着眼点・記載に当たっての留意事項
<p>・金融機関として要求される基準</p> <p>1．スポーツ振興投票業務の受託金融機関としての基本的姿勢</p> <p>2．金融機関としての業務内容及び現況等</p> <p>3．スポーツ振興投票業務の担当部門の組織・規模等</p>	<p>・委託業務の安定的かつ継続的な運営が可能であること。</p> <p>〔複数の金融機関が共同して業務を受託しようとする場合は、代表する金融機関を定める。また、それぞれの責任の割合又は連帯して責任を負う旨を明記すること。〕</p> <p>・業務委託に関する全体構想等</p> <p>・スポーツ振興に対する姿勢（金融機関としてのスポーツに対する支援の構想、実績など）</p> <p>・創業と沿革、組織、本店・支店、営業種目、役員の状況、職員数、直近2期にわたる貸借対照表・損益計算書・業務純益、資本金、自己資本比率、主要株主一覧、関連会社・子会社の状況</p> <p>・予定している当該担当部門の組織・規模</p>
<p>・スポーツ振興投票販売システムについて要求される基準</p> <p>1．発売計画</p> <p>2．19歳未満の者への販売禁止措置</p>	<p>・正確かつ迅速な情報処理システム、適切な販売促進方策、19歳未満の者への販売禁止の担保措置など、信頼性のある総合的な販売システムが構築され管理運営されること。</p> <p>・基本計画（準備段階のスケジュールを含む。）</p> <p>・販売促進方策と経費節減方策</p> <p>・発売場所（箇所数、業種・地域性（都道府県別又はブロック別）など）</p> <p>・払戻場所（箇所数、業種・地域性（都道府県別又はブロック別）など）と払戻方法</p> <p>・発売、払戻し、情報処理、広報宣伝など業務全般における担保措置の確実性</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に制度を周知するなど適切な広報を行う、販売マニュアルを作成する、販売店や販売員に対して講習を行うなどにより、19歳未満の者に対する販売禁止を徹底する。 ・19歳未満の者の購入禁止を確実にするために、発売の際に、必要に応じて、年齢を確認できるものの提示を求めることとする。 ・特に、青少年が多数出入りするような発売場所及び19歳未満の者が販売に多く関わる発売場所については、夜遅くには販売しないよう販売時間帯を定める、販売員となるための要件を定める、19歳未満の者の購入禁止の現実性を高めるなど、他の発売場所よりも厳重な担保措置を講ずることとする。 ・当せん金の払戻しに当たっても、19歳未満の者の購入禁止の趣旨を踏まえた措置を講ずるものとする。 ・いわゆるコンビニエンスストアは、当面、発売場所の対象としない。
3．情報処理システムの構 想等	<ul style="list-style-type: none"> ・売りさばき及び払戻しが迅速かつ正確に行われること。 ・情報処理システム開発構想 ・開発期間 ・保守・運用の概要 ・構築するネットワークの概要 ・発券端末機（当せん券も確認できるものとする）及び中央集計のためのハード・ソフトの概要 ・セキュリティ及びバックアップシステムの概要
4．申込券・投票券	<ul style="list-style-type: none"> ・申込券の設置場所及び配布方法 ・投票券の偽造防止策 ・環境対策その他の工夫
5．広報宣伝	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成配慮、射幸心を煽らない等の条件の下で可能な販売促進のための有効な方法（準備段階のスケジュールを含む。）
6．販売システムの信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託する業務と再委託先の管理・監督方式 （管理事務を再委託する場合は の3に記載すること。） ・販売システム全体の整合性、安定性、継続性の確保策 ・販売店及び購入者などからの苦情に対処する体制 ・故障、違法行為、不正行為等への対応策

<p>・委託料について要求される基準</p>	<p>・年間の想定発売総額を2005億円とした場合の年間委託料（初期投資の償還を含む）の額及び積算根拠</p> <p>（例えば、情報処理システム経費、販売調査費、広報宣伝費、販売（払戻）手数料、消耗品費（申込券・投票券等）、通信費、配送・保管費、販売員教育費など、適宜の項目に区分して積算すること。）</p>
------------------------	--

6．業務委託に関する基本契約

業務委託の詳細は、センターが別に定める「業務委託準則」によることとし、委託金融機関として選定された金融機関は、センターと基本契約書により契約を締結するものとする（別添基本契約書を参照）。

7．手続き等

（1）説明会の開催

日 時：平成11年4月15日(木) 13時30分

場 所：〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町10番地

日本体育・学校健康センター 国立霞ヶ丘競技場大会議室

（2）提案書の提出方法、提出先及び受領期限

提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

提出先：〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町10番地

日本体育・学校健康センター スポーツ振興投票部管理課調整係

TEL：03-5410-9190

FAX：03-5771-2838

受領期限：平成11年6月24日(木) 17時

（3）提案書の作成方式、提出部数

作成方式： A4判で50枚（の場合は、30枚）以内（日本語、横書き）

提案書は前記5の評価項目ごとに、記載すること。

前記5の の2（金融機関としての業務内容及び現況等）については、既存のディスクロージャー資料があれば、その提出で代替できる。ディスクロージャー資料の終期から6か月以上経過している場合は、6か月間の状況を補足する資料を追加すること。

提出部数：15部

(4) この選定基準に対する質問の受付、回答及び閲覧

受付：質問は、文書を持参又は郵送により受け付ける。なお、文書には回答を受ける窓口担当部門、氏名、電話番号、FAX番号を併記すること。

質問の受付先：前記(2)に同じ。

質問の受付期間：平成11年4月16日(金)から平成11年5月20日(木)まで

*持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から17時まで

回答：質問に対する回答は、質問を受理した日から7日間以内に質問者に対しFAXにて送付を行うほか、下記により閲覧に供する。

閲覧：金融機関の担当者の閲覧に供する。

閲覧場所：前記(2)に同じ。

閲覧期間：回答の翌日から提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から17時まで

(5) 非選定理由に関する事項

選定されなかった提案者に対しては、選定されなかった旨とその理由(非選定理由)を文書(非選定通知書)により、センター理事長から通知する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、文書により、センター理事長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して20日以内に文書により行う。

(6) スポーツ振興投票制度に関する関連情報を入手するための照会窓口の開設

前記(4)に同じ。

(7) 提案者の説明義務

提案者は、センターから提案書の内容に関して説明を求められた場合には、十分な説明をしなければならない。

(8) その他の留意事項

提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

提案書に虚偽の記載をした場合には、提案書は無効とする。

提出された提案書は、返却しない。なお、センターは提出された提案書は外部に漏らさない。

以 上

基本契約書

日本体育・学校健康センター理事長逸見博昌（以下「甲」という。）と（金融機関名）（以下「乙」という。）は、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号。以下「投票法」という。）第18条第1項に係る業務委託に関し、次の各条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 甲は、投票法第18条第1項に規定する業務を乙に委託する。附带業務は、おおむね次のとおり（具体的内容については、甲乙協議の上、別に定める。）とする。乙は、あらかじめ、甲の承諾を受けて、これらの業務の一部を再委託することができる。

販売システムの管理事務

経理業務

販売関連業務

情報処理業務

消耗品等供給業務

広報宣伝業務

第2条 乙は、投票法第18条第1項の委託業務について、法令の規定に基づき、かつ、乙が公開提案競技の提案書で示した構想に沿って実施するものとする。ただし、甲乙協議の上、その構想の一部を修正することができる。

第3条 投票法第18条第1項の委託業務を実施するために必要とする施設、設備等は、乙が調達する。

第4条 甲は、乙に対し第1条に規定する業務の委託料（前条に規定する調達に要する経費並びに消費税額及び地方消費税額を含む。）を最初にスポーツ振興投票券を発売する年度以降の各年度ごとに、日本体育・学校健康センター予算で定めるところにより支払うものとする。

2 甲は、スポーツ振興投票券の年間発売額が過少となること又は投票法第13条の規定に基づき券面金額を払戻金として交付することにより、乙に対して前項の委託料の総額を支払うことができない場合には、文部大臣が定めるところにより、残余の額を後年度に繰り越して支払うものとする。

第5条 乙は、他の金融機関と合併し、又は他の金融機関に営業譲渡を行う場合には、この契約に基づく委託業務を継続して実施できる措置を講ずるものとする。

第6条 この契約は、特段の事情のない限り、最初にスポーツ振興投票券を発売した日から5年を経過した日の属する事業年度末まで効力を有するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は記名押印し、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

東京都新宿区霞ヶ丘町10番地

甲

日本体育・学校健康センター

理事長 逸見博昌 印

住所

乙

金融機関名

印

日本体育・学校健康センター スポーツ振興投票委託金融機関選定委員会 審議日程

- 第1回：平成11年 6月21日（月）10:00～12:15
制度概要説明・質疑
- 第2回：平成11年 7月 5日（月）13:30～16:00
提案書審議
- 第3回：平成11年 7月17日（土）10:00～12:40
提案者からヒアリング及びヒアリングに基づく審議
- 第4回：平成11年 7月22日（木）10:00～12:15
情報小委員会からの審議報告
事項別に論点の整理
- 第5回：平成11年 8月 6日（金）13:00～15:30
総括審議
委託金融機関選定
審議報告書作成

スポーツ振興投票情報小委員会審議日程

- 情報小委員会：平成11年 7月14日（水）10:00～12:30
（第1回） 情報処理関係の専門的審議
- 情報小委員会：平成11年 7月21日（水）12:55～15:00
（第2回） 情報処理関係の専門的審議
情報処理関係の論点の整理、審議報告書の作成

日本体育・学校健康センター
スポーツ振興投票委託金融機関選定委員会委員名簿

(五十音順)

- △ ^{イワサキ カズヒコ} 岩崎一彦 東京都立大学大学院工学研究科教授
- △ ^{コウノ イチロウ} 河野一郎 筑波大学体育科学系教授
日本ラグビーフットボール協会強化推進本部長
- ◎ ^{シミズ ツカサ} 清水 司 東京家政大学学長
- ^{スダ ヤスアキ} 須田泰明 スポーツニッポン新聞東京本社編集委員
元毎日新聞社運動部長・論説委員
- ^{スミタ ヒロコ} 住田裕子 弁護士・住田法律事務所
- △ ^{ナンヤ タカシ} 南谷 崇 東京大学先端科学技術研究センター教授
- ^{マスジマ} 増島みどり スポーツライター
- ^{マスダ アケミ} 増田明美 スポーツライター
- ^{モリシゲ サカエ} 森重 榮 センチュリー監査法人会長・公認会計士
- ^{ヨシダ オサム} 吉田 治 太田昭和アーンスト アンド ヤング株式会社代表取締役
公認会計士・税理士

◎印 委員長、○印 委員長代理、△印 情報小委員会

平成11年8月

スポーツ振興投票事業 今後のスケジュール（案）

